

## 令和6年度市町村職員等を対象とするセミナー 実施要項

### 1. 市町村セミナーの目的

市町村職員等を対象とするセミナー（以下「市町村セミナー」という。）は、市町村厚生労働行政交流研修事業として、厚生労働行政について、市町村相互及び市町村・厚生労働省間等で情報や意見の交換等を行うことを通じて、市町村等が地域の特性に応じた保健福祉サービス等の向上を図るために必要な情報や企画立案の手法を得る機会を提供するとともに、市町村等の厚生労働行政に対する考え方や行政需要等を把握し、厚生労働行政の企画立案に資することを目的とする。

### 2. 市町村セミナーの概要

#### (1) 内 容

市町村セミナーにおいては、市町村職員等の厚生労働行政に対する理解を深め、厚生労働行政の一層の推進に資するよう、市町村に関わりの深い厚生労働行政テーマに基づき、厚生労働省職員からの説明・情報提供、有識者による講演、市町村等からの事例報告、厚生労働省職員と参加者及び参加者相互の意見交換等を行うこととする。

#### (2) 開催日程及びテーマ案

別紙1のとおりとする。但し、諸事情により変更することもあり得る。その際には別途事務連絡にて通知することとする。

#### (3) 参加対象者及び参加募集

市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）の職員等を広く対象とし、参加募集要領（別紙2）に基づき、各回の概ね4週間前に「調査・照会（一斉調査）システム」（以下「調査・照会システム」という。）を通じて通知・募集する。なお、資料のみの請求についてはこれに応じないこととする。

#### (4) 実施方法

オンラインもしくはオンラインと対面を併用する形式での開催とする。いずれの形式で開催するかについては、各回の概ね4週間前に「調査・照会システム」を通じてご連絡する。

オンラインの場合、参加者は開催3日前目処でメールにて連絡するZoomのURLから参加することとする。定員を超え、参加不可となった方については、YouTubeにて行う同時配信を視聴いただくことを可能とする。

なお、オンライン開催に係る詳細な留意事項等は、開催の度に、参加者に対してZoomのURLと併せてご連絡することとする。

オンラインと対面を併用する形式の場合、申込みの際に対面での参加もしくはオンラインでの参加を選択することを可能とする。オンラインの実施手法は、上記のオンラインの場合と同様とする。

対面開催の場所または留意事項等については、各回の概ね4週間前に「調査・照会システム」を通じてご連絡する。

なお、定員の都合等により、参加者が選択した参加形式での参加が難しい場合には、別途調整することとする。

(5) 参加費用

無料とする。対面で開催することになった場合の旅費（交通費、宿泊費）については、参加者の属する市町村等の負担とする。

(6) その他

市町村セミナーの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室政策第三班において担当する。

また、スケジュールや使用した資料については、厚生労働省ホームページ内 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/seminar/index.html>) において掲載することとしている（一部の資料については掲載対象外とすることもある）。

## 令和6年度「市町村セミナー」開催予定一覧

回目	開催予定		概要
	テーマ		
第172回	令和6年5月31日（金）		<p>令和6年12月2日に健康保険証の新規発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、健康保険証廃止後の医療保険の資格確認方法（資格確認書や資格情報のお知らせの取扱いを含む。）、マイナ保険証のメリット・手続や、保険者としての加入者のマイナ保険証の利用勧奨の取組について周知する。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	マイナ保険証の利用促進について		
第173回	令和6年6月14日（金）		<p>今般の改正精神保健福祉法では、市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に精神障害者だけでなく「精神保健に課題を抱える者」の追加や、これらの方々の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすること等が盛り込まれ、さらに、市町村の業務に関する通知も改正される。</p> <p>今後、市町村における相談支援体制整備の強化が求められている中で、本セミナーでは、改正内容等を踏まえ、市町村に期待される取組や事業の活用方法、自治体の取組の紹介等により、実際に市町村が精神保健に係る相談支援体制整備を推進するために必要な最新情報を発信するとともに、有識者も交えた意見交換を実施する。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	<p>令和6年4月に施行された改正精神保健福祉法を使いこなせ！ ～精神保健に関する相談支援体制整備に向けて、これから市町村が取り組むこと～</p>		
第174回	令和6年6月28日（金）		<p>現在、国においてひきこもり支援施策の拡充を図っており、令和6年度中に策定を進める「ひきこもり支援ハンドブック」や、支援者ケアに関する取組等の最新動向を説明することで、地方自治体の現状を踏まえた支援体制構築に関する課題提起や、新たな提案等の契機とする。さらに、ひきこもり状態にある本人及び家族支援の実践者、当事者による講演及び意見交換等を行うことにより、地方自治体におけるひきこもり支援の取組メニューの拡大を図ることを目的とする。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	ひきこもり支援施策の動向と、ひきこもり状態にある本人及び家族への支援実践について		
第175回	令和6年7月12日（金）		<p>市町村職員に対し、様々な施策の担い手となりうる労働者協同組合の認知向上を図るとともに、市町村職員による設立済み労働者協同組合との協働や地域課題解決の志ある市民への労働者協同組合制度活用の助言を期待して実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者協同組合業務室による制度概要、施行状況の解説</li> <li>・労働者協同組合の活用を積極的に行う基礎自治体からの事例紹介</li> <li>・基礎自治体の支援を通じて設立された労働者協同組合による活動紹介</li> </ul> <p>【開催方法】 オンラインと対面の併用を予定。</p>
	地域づくりを仕事にする新しい働き方～労働者協同組合の活用促進～		

第176回	令和6年10月4日(金)	<p>単身高齢者世帯の増加・持ち家率の低下等により、全国的に、従来のホームレス支援が想定していたニーズとは異なる、住宅確保が困難な者への安定的な居住確保支援のニーズが高まることが想定されている。そこで今般、居住支援の強化のための措置も含めた「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を第213回国会に提出したところであり、基礎自治体における居住支援の強化への期待が高まるなか、具体的な対応策についての情報提供や意見交換を行う。例えば、各制度の活用可能な施策のほか、居住支援の強化に当たって重要となる福祉部局と住宅部局との連携に関する情報提供や意見交換等を行いたい。</p> <p>【開催方法】 オンラインと対面の併用を予定。</p>
	<p>持ち家のない単身高齢者数の増加を見据えた居住支援の強化を考える ～福祉部局と住宅部局で今何ができるか～</p>	
第177回	令和7年1月17日(金)	<p>近年、若年者を中心に一般用医薬品の濫用が拡大しているため、その現状と拡大防止のための取組について紹介する。</p> <p>具体的には、令和6年1月公表した検討会のとりまとめをもとに、濫用等のおそれのある医薬品の販売ルールの検討状況について報告する。また、学校薬剤師等の協力を得て、青少年に対する乱用防止の啓発活動を進めることとしており、その取組内容についても紹介予定。さらにセミナーでは、実際に濫用者の支援を行うNPO法人の方等に講演を依頼し、一般用医薬品の濫用の現状と支援の取組を紹介する。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	<p>一般用医薬品の濫用の現状と拡大防止の取組について</p>	
第178回	令和7年1月31日(金)	<p>第8次医療計画で位置づける「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を効果的に運用するためには、市町村事業の「在宅医療・介護連携推進事業」との役割分担や連携が不可欠である。しかしながら、財政面や事業活用において課題を抱える市町村等も多いことから、実際の市町村等における取組事例を中心に説明しつつ、各市町村等の課題解決に向けた提案等を行っていく。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	<p>在宅医療に必要な連携を担う拠点と在宅医療・介護連携推進事業との連携について</p>	
第179回	令和7年2月28日(金)	<p>令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県・市町村は、国が策定する認知症施策推進基本計画を基本とするとともに、それぞれの実情に即した認知症施策推進計画の策定に努めることとされている。</p> <p>そこで本セミナーでは、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容の説明や先進的に認知症施策推進計画の策定に着手している自治体からの事例発表などを通じて、多くの自治体で実効性のある認知症施策推進計画が策定されるための方策について、参加の市町村職員等とともに検討する。</p> <p>【開催方法】 オンラインを予定。</p>
	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法における認知症施策推進計画等に関するセミナー</p>	

※詳細については、セミナー開催の概ね4週間前を目途に発出を予定している都道府県宛事務連絡もしくは厚生労働省ホームページ内の市町村職員等を対象とするセミナーのページをご確認ください。

## 令和 6 年度市町村職員等を対象とするセミナー 参加募集要領

## 1 テーマ・内容、開催日時・場所、募集定員の通知

開催については、各回開催日の概ね 4 週間前に、「調査・照会システム」を通じて事務連絡を送付し、セミナー概要及びプログラム案等を通知することとする。

なお、平成 16 年度までは都道府県・指定都市・中核市宛てに文書によって通知を発送していたが、事務費用削減及びペーパーレス化・電子化の推進によりこれを省略する。

## 2 申込みについて

## (1) 申込み方法

参加を希望する市町村職員等は、回ごとに「調査・照会システム」を通じて直接申し込み込むものとする。

なお、事務効率化の観点から、原則として「調査・照会システム」による申し込みのみとしているため、その点ご留意いただきたい。

調査・照会システムから申込みができない場合の申込み方法については、セミナー開催の概ね 4 週間前を目途に、調査・照会システムおよび厚生労働省ホームページ内の市町村職員等を対象とするセミナーのページにてお知らせする。

## (2) 申込み締め切り

申込みにあたっては先着順とし、定員に達した時点で締め切ることとする。

定員に達した以降に申し込んだ者に対しては、その旨の通知を E-mail にて返信することとするとともに、YouTube にて行う同時配信の URL を送付することとする。

## 3 その他（アンケート等の実施）

内容の充実に資するため、参加する市町村職員等に対し、アンケートや質問、調査等を依頼することがあるので、ご協力いただくようお願いする。

なお、当該アンケート等については、当省がその結果等の提供の義務を負うものではない旨申し添える。

## 4 市町村等との連絡担当

セミナーに関する庶務的な問い合わせ等の連絡業務は、厚生労働省政策統括官付政策統括室第三班が担当するが、制度等に対する照会については、厚生労働省の各々の担当部局へご連絡いただくようお願いする。